

# 明誠有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 1 月 12 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、明誠有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

## 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人は、誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育み、チームワークにより高品質なサービスを生み出す旨の経営理念を掲げ、赤字が継続している会社や継続企業の前提に疑義が生じている会社など、監査リスクの高い監査業務の受嘱を続けている。また、当監査法人の統括代表社員を含む全社員は、当監査法人は監査リスクの高い被監査会社に対応できる監査の品質を維持していると考えている。  
しかしながら、当監査法人は、検査基準日において、公認会計士法が規定する業務管理体制の社員要件を満たしていないほか、監査を実施するための人的資源を十分に確保していないなど、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築できていない。
2. 品質管理責任者である統括代表社員は、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢を構築していない。また、各社員は、監査リスクに見合った組織的監査を実施する態勢がないことを認識していない。  
このため、当監査法人は、監査リスクが高い監査業務を新規で受嘱し続けているにもかかわらず、業務執行社員は、入手した監査証拠の十分性及び適切性の観点を踏まえた深度ある査閲を実施しておらず、監査調書の査閲を通じて、監査補助者に対して、監督及び指導を十分に行っていないなど、監査業務における品質管理において広範に不備が認められる。  
このように、当監査法人においては、品質管理態勢は著しく不十分である。
3. 当監査法人は、検査基準日現在において、社員の半数が公認会計士資格取得後 3 年未満の者であり、現場での監査を担う監査補助者についても極めて脆弱な体制であるため、監査リスクの高い被監査会社の監査を実施するための監査チームを適切に組成できていない。  
このため、個別監査業務において、監査チームは、被監査会社において前年度から継続して付されている継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記について、重要な不確実性の有無を判断するための検討を行っておらず、また、関連当事者から株式を取得し、当該取得した株式の金額的重要性が高いにもかかわらず、取引価格やのれんの償却期間の妥当性について検討していないなど、監査の品質の水準を確保するために必要な手続を行うことなく監査を完了させており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範に認められる。
4. 当監査法人においては、個々の審査に十分な時間を確保できていないなど、監査リス

クの高い被監査会社に対応できる審査の体制を構築できていない。このようなことから、審査担当社員は、監査チームが十分な監査手続を実施していないことに気付かないまま審査を終了するなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、審査担当者は、今回の審査会検査で発見された監査実施上の重要な問題点を発見・抑制できていないなど、当監査法人の審査体制は、著しく不十分である。

5. 前回の審査会検査での指摘事項について、当監査法人は、指摘事項の改善策を周知し、定期的な検証を通じて改善状況を確認しているものの、定期的な検証の対象とならなかった業務については、改善状況の検証を実施していない。

また、日本公認会計士協会の品質管理レビュー等での指摘事項についても、同様に定期的な検証の対象とならなかった業務については改善状況の検証を実施していない。その他にも、指摘事項の一部については、改善すべき事項はないと判断し、改善策を講じていない。

このため、個別監査業務において、継続企業的前提、会計上の見積りの監査、不正リスクへの対応等について、今回の審査会検査でも同様の不備が検出されており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

お問い合わせ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査室  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)